

京都大番役勤仕に關する一考察

瀬野精一郎

鎌倉御家人の御家人役として京都大番役の勤仕があつたことは周知のことであり、その内容、形態、変遷などについては、「統法制史の研究」に収録されている三浦周行氏の論稿、牧健二氏の「摂関家の大番役及び大番領の研究」（史林一七の四）などがあるが、この問題について、最も詳細に論じられたものとしては、五味克夫氏による「鎌倉御家人の番役勤仕について」（（一）（二）（史学雑誌六三編九号、十号））がある。五味氏はその中で鎌倉御家人の諸番役について、関係史料を博搜され、その制度の内容、実態、変遷について詳論されており、それ以後五味氏の論考を凌駕する論文が発表されたのを知らない。

ただその中で京都大番役に限つていえば、五味氏が論及されなかつた問題として、各国鎌倉御家人の勤仕の網羅的検出がある。このことは制度内容の究明に重点を置かれたことにもよるが、五味氏自身「一体鎌倉時代の武家文書の中で、大番役に関する史料はその数きわめて乏しいのであるが、特徴的なことはその史料が全国的に散在しているということである。即ち北は陸奥国より、南は薩摩国に至る間の多数の国及び御家人が結番次第、催促状、覆勘状等の直接史料、及び訴訟文書、譲狀、田地売券等の間接史料によつて大番役の賦課をうけ、又は勤仕したことを明らかにしている。そしてこれによつても大番役が全國御家人の勤仕すべき所役であつたことが推測される訳である」と述べられているごとく、

全国的各國御家人の京都大番役勤仕の時期を検出すること是非常な難作業であることがわかる。事実これまでそのような試みが行なわれた形跡もない。筆者も今全国的各國御家人の京都大番役勤仕の時期について網羅的に検出する準備もないが、断片的史料によつて、各國別御家人が京

都大番役を勤仕した時期がわかるものについては逐次確認しておく必要があろう。これから紹介する肥前国御家人の京都大番役勤仕に関する史料は、さきの五味氏の論考で、京都大番役勤仕の覆勘状を掲げられた表に見えない。その理由は無年号文書であるため、年代の比定がなされいなかつたためと思われる。京都大番役勤仕が確認された場合、大日本史料では綱文を樹てて引用されているが、この文書は無年号文書であるため大日本史料にも引用されることなく省略されている。したがつて無年号文書の年代推定が可能となれば、当然綱文が樹てらるべき史料である。

そこでまず肥前国御家人の京都大番役勤仕覆勘状の年代比定の考証からはじめることにする。

肥前国御家人が京都大番役を勤仕したことを見出す無年号覆勘状は二通存在する。一通は現在九州大学文学部国史研究室所蔵の来嶋文書に存在しており、今一通は長崎県平戸市鏡川町松浦史料博物館所蔵の石志文書写に収録されている。いずれも下松浦在住の御家人が京都大番役を勤仕したことを見出す史料である。

〔端義書〕
〔大嶋一郎殿〕

京都大番役令勤仕給候了、今者可令帰國給候、且此由可令注進言上関東候也、恐々謹言、

正月四日

大嶋二郎殿

前豊前守（花押）

京都大番役令勤仕給候了、今者可令帰國給候也、且此由可令注進言上関東

校正了

東候也、恐々、

正月四日

石志二郎殿

前豊前守在判

三番 岸川
五番 尼寺

四番 法成寺
六番 国分

七番 大財
八番 田所次郎

九番 綾部
十番 牛原

十一番 神辺
十二番 園部

十三番 佐留志
十四番 別府

十五番 たるミの平太
十六番 ちかの与三郎

十七番 大村小太郎
十八番 花木

十九番 湯江
廿一番 白石

廿二番 平
廿二番 西川

廿二番 白石
廿二番 西川

廿二番 平
廿二番 西川

前者は原本であり、後者は写本しか残っていないが、その内容形式から考えて、肥前国守護武藤（少弐）資能が同時に発給した京都大番役勤仕完了を証明した覆勘状であることは疑問の余地はない。大嶋二郎とは来嶋文書文永七年九月十五日沙弥乙啓書状に見える「肥前国御家人大嶋次郎通綱」と同一人物であり、石志二郎とは石志文書貞応元年十二月廿三日肥国守護所下文案の「石志次郎潔」、同延応元年十月廿四日肥前国守護役を勤仕し、覆勘状を京都で発給したものと考えられる。しかばその時期はいつであったのであらうか。肥前国御家人が京都大番役を勤仕したことを見示す微証としては、石志文書貞応元年十二月廿三日の肥前国守護所下文案に「而去年冬之比京都大番役可勤仕之由依令申、為父之代官為上洛、以去正月六日罷向今津之處、父所勞承及大事之由、同十四日帰松浦、同十八日父壱出家、併日夕方潔以我手書法師、令書手繼天称讓状、見可加判之由、雖令大望不及加判、爰同十九日壱入道死去」とあることにより、石志次郎潔の舍兄山本四郎見が貞応元年に父石志四郎壱の代官として、京都大番役勤仕のため上洛を企て、父壱の重病により筑前国糸島郡今津より引返えしたことが知られる。この貞応元年の肥前国御家人が京都大番役を勤仕したことを知る史料として「阿蘇品保夫氏所藏文書」に次の如き史料がある。

内裏北門左ヲ堅ル前ニ一ヶ國ノ衆扣、
大番肥前衆之分 安貞元年八月一日
一番 於保次郎大輔

嘉禎二年以後肥前国御家人が京都大番役を勤仕したことを知る史料として、山代文書に次の如き六波羅探題連署書状がある。
肥前国御家人山代三郎固後家与同女子相論因遺財所領事、去年遂對決、且就申詞記、且以被仰下之趣、加下知候了、而後家為大番役勤仕

令在京候之處，依女子之訴訟，被下召符候之間，後家令參上候，以此旨可有御披露候乎，恐惶謹言。

曆仁二年正月廿七日

越後守時盛（花押）

から京都大番役勤仕のため在京していたことがわかる。山代氏も松浦に居住する松浦一族の有力御家人であり、さきの大嶋次郎通綱、石忠次郎潔の大番役勤仕もこの山代三郎固の後家の京都大番役勤仕と同じ嘉禎四年（暦元年）であつた可能性が強くなつて来る。さらにこのことを裏

校正了

(乙) 御在京之間、御雜事新錢五百文、為地頭役、來月十日以前、可可令沙汰進之狀、依仰執達如件、

七月廿六日

石志二郎殿

合伍佰文者、

右、肥前国石志次郎重所納如件、
嘉禎四年八月十一日

11

11

(ロ)が(イ)の関東御教書を受けて、石志一郎瀬が將軍頼経の在京のための雜事料錢五百文を嘉禎四年八月十日以前に上納したのに対する請取状案であることは明らかである。その発給者は恐らく六波羅探題であつたものと考えられる。これによつて(イ)の関東御教書が嘉禎四年七月廿六日に發給されたものであることは疑いない。大日本史料五編の十一、九二四ペ

長瀬南三郎殿

(龍造寺文書)

(北条泰時)
左京権大夫御判

この前記文書は写のため付年号に「嘉祿四」とあるが、嘉祿三年十二月十日に安貞元年と改元されていること、嘉祿年間には北条泰時、北条時房はそれぞれ武藏守、相模守と称していること、さらに石志文書との関連からも考察して、「嘉祿四」の付年号が「嘉祿四」の誤りであることは明白である。⁽⁴⁾これによつて嘉祿四年の京都大番役勤仕のため、かなり広範囲の多数の肥前国御家人が同期間上洛し、地頭役として將軍頼経在京のための雜事斬錢を課せられていることがわかる。その負担額に差があることは、所領の大小によるものと考えられ、一律に課せられなかつたことがわかる。

以上の詰事実を根拠として、最初に掲げた肥前国守護武藤資能が発給した京都大番役履勘状二通は、曆仁二年正月四日に発給されたものであることがほぼ確実となつて来る。

状案は、平戸松浦家資料一五六ページ、大宰府・太宰府天満宮史料中世編(八)補遺二〇ページ、大宰府・太宰府天満宮史料卷七四四五ページに収録さ

一
ジ嘉禎四年七月廿六日の条に「幕府、將軍ノ在京ニ依リテ、家人等ヲシテ、雜事料錢ヲ上納セシム」として前記石志文書二通を掲げてゐるこ
とによつても明らかである。これによつて嘉禎四年に石志次郎潔が京都
大番役勤仕のため在京したことは動かし難い事實として浮び上つて來
る。さらに石志潔以外にも同じく肥前國御家人であつた長瀬南三郎が將
軍在京のための雜事新錢壹貫肆百文を沙汰進することを命じられてゐる
ことが知られる。

れている。平戸松浦家資料では前豊前守某下知状となつておる、年代、発給者の比定は共に行なわれていない。「大宰府・太宰府天満宮史料中世編」(1)およびそれを改定増補された「大宰府・太宰府天満宮史料」卷(2)では、石志文書延応元年十月廿四年肥前国守護武藤資能請取状案にかけて(3)、「次の少式資能の覆勘状及び請取状年号欠くを以て便宜ここに収む」とあり、この文書が延応元年(曆仁二年)のものであることを暗示してある。

以上の考察により来嶋文書、石志文書に収録されている肥前国守護武藤資能京都大番役覆勘状は曆仁二年正月四日に同時に発給されたものであることが明らかになつたものと考えられる。(6)

(1) 来嶋文書は拙編「松浦党諸家文書」(九州史料叢書)に収められている。

(2) 石志文書は京都大学文学部国史研究室編「平戸松浦家資料」に収められてゐる。石志文書は松浦史料博物館所蔵の写本によつてその内容が知られるのみで、原本は残つておらず、特に平安時代の文書については検討を要する文書も含まれてゐるが、鎌倉時代以後の文書については、内容的には史料として使用することが可能と考えられる。松浦史料博物館には石志文書の写本として同館の架番号ではI-(1)38、I-(1)39、I-(1)40、I-(1)41の四種の写本が所蔵されているが、41がこれらの諸写本のもとになつた写本らしく、38、39、40は共に41から作成された写本と考えられ、41の破損部分が39、40では墨書によつて示されており、38も破損部分が解読されないままとなつてゐる。39、40、41は文書配列順が同じであるが、38は大体編年順に文書の配列が改められており、返り点、送り仮名が付してある。各写本共に

「此正文等持參京都之間、非無長途怖畏、為後證可被遂校正之由、松浦石志源三郎照依申之、所有其沙汰也。」

康永四年十一月十二日

(二) (色道獻
沙汰(花押))

「十七通證判相見了、九州引付沙汰之時、重可有成敗也、先所其得也、(今川了俊
(花押))」

永徳三年十一月廿三日

の裏書があり、紙縦目には一色道獻の裏花押があるが、これら裏書の内容自体には検討の必要がある。

(3) 「平戸松浦家資料」では、本文書の文書名を室町幕府奉行人奉書としてあるが、関東御教書と改めらるべきである。

(4) 「佐賀県史料集成」(3)龍造寺文書、同書でも「嘉祿四」は「嘉禎四」の誤りであるとの傍注がある。同九ページ参照、なお大日本史料の嘉禎四年七月廿六日の条に、石志文書関東御教書案と共にこの龍造寺文書も引用さるべきものであるが、石志文書のみ引用されており、龍造寺文書は引用されていない。

(5) 「大宰府・太宰府天満宮史料」卷(2)四四四ページには同文書を引用して、「鎮西奉行藤原資能、肥前国御家人石志次郎の造最勝金剛院用塗料錢を收受す」とあり、大日本史料五編の十二、五五三ページでは「肥前ノ家人石志潔、幕府御教書ニ依リ、最勝金剛院用塗料錢トシテ、四百八十文ヲ鎮西奉行ニ納ム」との綱文を樹て、頭注には「鎮西守護資能六波羅ニ進納ノ為メ領收ス」とあり、共に武藤資能が鎮西奉行の権限によつて肥前国御家人石志次郎潔の用塗錢に対する請取を発給したものと考えられているが、これは武藤資能が肥前国守護の権限で肥前国御家人に請取を出したものと考えるべきである。なお左記の石志文書無年号文書も延応元年に発給されたものと考えて誤りあるまい。

閑院内裏安福殿御造用途内御所領分錢肆貫伯陸拾文請取候了、

(延応元年)
十月廿九日

石志(潔)
次郎殿

(武藤資能
前豊前守在判)

(6) 拙編「松浦党諸家文書」では同文書に(曆仁二年カ)との傍注を付している。同書一〇七ページ参照。

以上の考察によつて来嶋文書、石志文書の無年号文書が共に(曆仁二年)正月四日の肥前国守護武藤資能覆勘状であることが明らかになつたことによつて、肥前国御家人さらには西国御家人の京都大番役勤仕に關して若干の新たな知見を得ることができた。

すなわち肥前國御家人は貞応元年(一二三二)・安貞元年(一二三七)につづいて嘉徳四年(一二三八)にも京都大番役を勤仕したことが確認されたことがその一つである。さきの五味克夫氏の論考によれば、京都大番役勤仕終了の証明書(覆勘状)は全国的に七通残存しているとして表示しておられるが、先述の二通が新たにこれに追加されるべきことになる。このほか管見が及んだ京都大番役勤仕覆勘状で、五味氏の表に見えないものとして左記に示す四例があり、都合合計十三通の残存が確認されたことになる。

大番衆内深堀五郎^(能仲)自正月至六月、六ヶ月令勤仕候了、以此旨可有御披露候、重時恐惶謹言、
てんぶく年

七月一日

進上平左衛門尉殿
(盛綱)

(深堀文書)

駿河守重時

□

大番已被勤仕候畢、其上者被帰国之条、不及子細候歟、仍執達如件、
建長六年四月八日

(島津忠時)
在判

(薩藩旧記前編四所收)

京都大番役事、六箇月勤仕事終畢、於帰国者、可任意之狀如件、
弘長四年

正月十三日

(島津忠時)
道仏^(花押)

(延時文書)

(島津忠時)
在判

成岡二郎殿

京都大番事、被勤仕候之由承候畢、同市來院分父子相共以同前候、今
者可有帰国候也、穴賢々々、
(弘長四年)

正月卅日

国分左衛門尉殿

(国分氏文書)

(島津忠時)
在判

十月十五日

(1)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	月日	発給年	発給者	受取人	勤仕者	
弘安二年 十月十五日	七月廿五日	文永六年 正月廿日 ※	(弘長四年) 正月十三日 ※	弘長四年 正月二日 弘長四年 正月九日	弘長二年 正月九日	建長六年 八月七日	文應元年 八月八日 ※	文應元年 八月七日	武藤資能 肥前国守護	石志次郎潔 大嶋二郎通綱	正月四日 (暦仁二年) ※	天福二年 正月四日 ※	肥前国守護 武藤資能	北条重時	平左衛門尉盛綱	
弥 衛 門 尉 ・ 沙 左	北 条 時 茂	六 波 羅 探 題 僧・僧・左	島 津 忠 時	薩 摩 国 守 護 薩摩國守護	島 津 忠 時	薩 摟 国 守 護 薩摩國守護	北 条 時 茂	六 波 羅 探 題 島 津 忠 時	平 三 太 郎 左 衛 門 宮 里 郡 司	平 三 太 郎 左 衛 門 石 志 次 郎 潔	正月四日 (暦仁二年) ※	正月四日 (暦仁二年) ※	肥 前 前	肥 前 前	上 総	
播 磨	平 左 衛 門 尉	國 分 左 衛 門 尉	成 岡 二 郎	比 志 鳴 太 郎	平 三 太 郎 左 衛 門	宮 里 郡 司	平 三 太 郎 左 衛 門	石 志 次 郎 潔 左 衛 門 尉 行 光	深 堀 太 郎 跡 五 郎 (仲光)	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	深 堀 五 郎 能 仲	
長 子 息 長 祐 代 官	廣 峯 丘 衛 太 夫 承 門 太 郎 時 光	深 堀 太 郎 跡 五 郎 (仲光)	同 上	同 上	都 甲 左 衛 門 尉 惟 家	都 甲 左 衛 門 尉 惟 豐 後	都 甲 左 衛 門 尉 惟 薩 摟	都 甲 左 衛 門 尉 惟 薩 摟	深 堀 太 郎 跡 五 郎 (仲光)	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	深 堀 五 郎 能 仲	
文 書	廣 峯	文 書	深 堀	文 書	比 志 島	文 書	文 書	舊 蘭 藩	舊 蘭 藩	文 書	文 書	文 書	文 書	文 書	文 書	典 抱

	月発給年	発給者	受取人	勤仕者	典拠
(13)	弘安八年 十月四日	左衛門尉・ 沙弥・左衛門			
(12)	正安三年 七月二日	良定	和田修理亮 和泉	濃鷺見三郎入道跡 同上	美鷺見 家譜
					和田文書 家譜

(※は五味克夫氏前掲論文に記載なきもの)

五味氏は京都大番役覆勘状に六波羅探題→侍所所司、守護→御家人の二形式があることを指摘され、このことは直接幕府から催促状をうける御家人は第一の形式の覆勘状をうけ、守護より催促状をうける御家人の場合は第二の形式の覆勘状をうけたのではないかと推定され、第一の形勢が東国御家人に多い形式であり、第二の形式が西国御家人に多かったものと考えられるとしておられる。その理由として、東国の場合は守護の権限が西国の場合に比してさほど強くなく、また有力御家人が比較的多かつたためであると説明されており、これに対し西国御家人の場合は守護の交名注進によつて御家人身分を取得した者が少なくなかったこと、西国守護が惣地頭を兼ねていたため統率力が二重的に強力であったことと説明しておられる。そして豊後国守護で惣地頭である大友氏の管国内の御家人皆甲氏が第一形式の覆勘状を受けている理由として、吾妻鏡宝治二年正月廿五日条に「京都大番役事、西国名主庄官等類中、有募御家人之者、如然之輩隨守護人雖令勤仕之、可賜各別請取否事、再往及御沙汰、於平均者難被聽之、依其仁体可有用捨之趣、可被仰六波羅云々」とある「依其仁体可有用捨」の適用例と考へておられる。京都大番役覆勘状の追加例の(1)は上総国御家人深堀五郎能仲の勤仕に対するものであるから第一形式であり、(2)(3)(5)(8)(9)が西国御家人に対する第二形式によつてることは、五味氏の指摘を補強する追加例となつてゐる。

しかし肥前国守護武藤氏は五味氏が指摘された守護にしてかつ肥前国惣地頭であつたことは認められず、また得宗或は北条氏一門にも該当しない。このような肥前国守護武藤氏が肥前国御家人を統率して京都大番役を勤仕していることは、得宗又は北条氏一門にあらざる西国守護一般が有した一般的権限であったことを再確認させる具体例としてあげることができるよう。さらに武藤資能が京都において京都大番役勤仕の覆勘状を発給していることは、肥前国御家人を引率して、共に在京したことを示す史料と考えられよう。石志文書貞応元年十二月廿三日肥前国守護所下文案に、京都大番役勤仕を命じられた山本四郎見が、父の代官として上洛するため、筑前国糸島郡今津に罷向つたところ、父の病が重いとの知らせを受け、今津から松浦に引返えしたことは、恐らく京都大番役勤仕のため上洛する肥前国御家人は、今津浜から出帆する船に乗船して上洛したことを示すものと考えられる。今津浜は現在福岡市に属しているが、博多湾内にあり、博多津の外港として古くから開け、栄西も今津より渡宋したことによつても知られるごとく、日宋貿易港となつており、元寇防壁も今津の海岸に残つてることからもうかがわれるよう、鎌倉時代今津は港町として重要な地位にあつたものと思われる。

嘉禎四年の肥前国御家人の京都大番役勤仕の期間は、嘉禎四年七月廿六日に將軍在京の雜事新錢五百文を地頭役として沙汰進めすることを命じた関東御教書が石志潔に発給され、それを受けた石志潔が雜事新錢五百文を納めたのに対する請取状が嘉禎四年八月十一日に発給されていること、同じく長瀬南三郎も同日付で御在京雜事新錢老貫肆百文を沙汰進めることを命じられていること、翌年嘉禎二年正月四日に武藤資能の覆勘状が発給されているところからすれば、嘉禎四年七月朔日より十二月晦日までの六ヶ月間の勤仕であったと考えられる。石志潔が翌延応元年(暦仁二年)十月に造最勝金剛院用途新錢百捌拾文、閑院内裏安福殿造當用途錢肆貫百陸拾文を進上し、肥前国守護武藤資能がこれを六波羅探題に進上していることも、石志氏が大番役勤仕のため在京したため微

集されたものであろう。この十月の時点では石志氏がなお在京しているのか、既に帰国しているかについては不明である。

いずれにしても嘉祐四年七月朔日より十二月晦日まで肥前国御家人が肥前国守護武藤資能に率いられて上洛し、京都大番役を勤仕したと思われる。五味克夫氏は京都大番役の勤仕方法について、北条九代記、文暦元年甲午条に「京都大番御教書云、為京都大番人、以六箇月定一巡、被結十二番畢、早為一番自明年正月至六月可被在京之状、依仰執達如件」とあること、吾妻鏡宝治元年十二月廿九日条に「京都大番勤仕事結番之、各面々限三箇月、司令致在洛警巡之旨被定下之」とあることから、六ヶ月の期間で十二番、三ヶ月の期間二十三番で共に六年で一巡するものとされている。又建保四年、薩摩国の場合には「日向大隅并壱岐島可寄合也」とあることから、四ヶ国の勤番であったことに注目され、守護の管國が数国に及ぶ時、その管國御家人の寄合勤仕する場合も当然あったるうと述べられている。これによれば一つの国の御家人が結番して六ヶ月又は三ヶ月宛順番に京都大番役を勤仕するものとされており、同一国の御家人が同時に京都大番役を勤仕することはなかつたものと考えておられるようである。このようないくつかの京都大番役勤仕方法が、守護の統率によつて勤仕したとされている西国御家人の場合にも適用されたと考えておられるのか、別の勤仕方法が行なわれたのか五味氏のさきの論文には具体的な勤仕方法の指摘がなされていないようと思われる。すなわち「東国御家人の大番役勤仕は西国御家人のそれとは若干異なつていたと思われる。即ち大番催促に当つて守護の果たす役割は西国の場合の方がはるかに大きい。」「吾妻鏡等に東国有勢御家人の大番勤仕の為、単独で上洛の記載が間々みられる等から、大番役の勤仕は西国御家人の場合には守護の催促、指揮によつて行われたが、東国御家人の一族による勤仕も行われたと考へたい」と述べておられるが、西国御家人の場合は守護の催促、指揮によつて管國御家人を一轄引率して同一期間京都大番役を勤仕する方法がとられたのか、西国守護の大番役催促、指揮の内容は管國御家人

に対する催促とどまり、勤仕の方法としては、東国御家人の場合と同様、結番順にしたがつて順番に一定期間勤仕したのかこれまで必ずしも明確に論及されていない。若し西国御家人も後者の如き勤仕方法を行なつてはいたということになれば、西国御家人の場合も、同一国の御家人が同時に同期間在京することはなかつたということになる。

しかしこれまで見て來た如く、肥前国御人大嶋通綱と石志潔は明らかに同期間に京都に滞在して大番役を勤仕したものと考へて誤りなかろう。肥前国御家人でこの時京都大番役を勤仕しておらず、肥前国守護武藤資能が全肥前国御家人を率いて上洛したものか、肥前国御家人の一部を率いて京都大番役を勤仕したものか結論を保留するが、少なくとも肥前国御家人の相当数の者が同時に上洛し、同期間京都大番役を勤仕していることは疑いない。さらに暦仁元年十二月晦日まで在京して京都大番役を勤仕したと考えられる大嶋通綱・石志潔に翌暦仁二年正月四日に覆勘状を発給し、「京都大番役令勤仕給候了、今者司令歸國給候」との文言を肥前国守護武藤資能が使用していることは、武藤資能はこの覆勘状を京都で発給したものであり、したがつて武藤資能は京都大番役勤仕のため、自ら肥前国御家人を率いて上洛し、共に京都に滞在していたと考えられる。かかる京都大番役勤仕の方法は、肥前国の場合の特殊例ではなく、薩摩国の場合も同様であったことが左記の関東御教書案によつてわかる。

京都大番事、催具薩摩国御家人等、自明年七月一日到同十二月晦日、
司令勤仕之状、依仰執達如件、

弘長二年七月十日

(北条長時)
武藏守御判
(北条政村)
相模守御判

島津(忠時)
大隅前司入道殿

(国分氏文書)

すなわち薩摩国守護島津忠時に対し、京都大番役を勤仕するため薩摩

国御家人を引率して弘長三年七月一日より十二月晦日まで上洛することを命じたものである。この御教書を受けた薩摩国守護島津忠時は、薩摩国御家人に次の如き京都大番役催促状を発給している。

京都大番勤仕事、御教書案文遣之、早任被仰下之旨、可被參勤候、但寄事於老耄出家、被立代官事、御誠候也、可被存其旨之狀如件、

弘長二年八月十一日

国分左衛門尉殿

(国分氏文書)

(島津忠時・道徳
沙弥在判)

- (2) 五味克夫氏「鎌倉幕府の御家人体制—京都大番役の統制を中心に—」〔「歴史教育」一卷七〕参照。
- (3) 薩藩旧記前編卷四所収弘長二年八月十一日薩摩国守護島津忠時京都大番役催促状案。

- (4) 延時文書弘長二年八月十一日薩摩国守護島津忠時京都大番役催促状。
- (5) 比志島文書弘長二年八月十一日薩摩国守護島津忠時京都大番役催促状。
- (6) 八田文書弘長二年八月十一日薩摩国守護島津忠時京都大番役催促状案。
- (7) 「新田宮執行道教具書案その他」参照。

(7) この点について五味氏は「鎌倉御家の番役勤仕について」の中でつぎの如く述べておられる。

「建久八年十二月三日、大隅・薩摩二国の守護として大番催促の権限を附与された島津忠久は、同月廿四日、薩摩国地頭御家人廿四名に宛て大番催促状を発し、翌年三月中に上洛すべきことを令している。恐らくこの時代の初期には大番役を御家人に勤仕させる場合、まずその国の守護に大番催促の権限を与えて、

守護は直に管国御家人を催して勤役する形式をとっていたようであり、勤仕期日に及び期間については未だ明確には定められていないかったと思われる」(同論文三二ページ)「大番役の勤仕は前にも述べた如く、国役、守護所役として、原則として国単位、守護単位の勤役であり、一番毎に一国乃至数国のお御家人が守護の統率下に寄合勤仕する訳であつた。しかし西国御家人の場合はおむね守護の統率下に大番役を勤仕したであろうが、東国御家人の場合は必ずしも守護の統率下に服さない有體御家人が少からず存在したと思われ、彼等の中には独自に一族単位の勤仕をしたものもあったのではないかと考えられる。」(同論文三三ページ)これらの記述から五味氏の「守護の統率下に大番役を勤仕した」といわれる内容が必ずしも明確ではないが、「一番毎に一国乃至数国のお御家人が守護の統率下に寄合勤仕する」とあることからすれば、この論文を発表された時点においては、西国御家人の場合、同一國の御家人が同期間、同時に京都に滞在して守護に統率されて勤仕したとは考えておられないのではないかと思われる。

(8) 比志島文書文永十二年二月日異国警固番役結番注文。

(1) この京都大番役覆勘状については、五味氏は「鎌倉御家の番役勤仕について」では論及表示されていないが、「新田宮執印道教具書案その他」(「日本歴史」三一〇号)ではこの覆勘状を引用しておられる。